

「独占」の価格決定行動と投資行動に関する一考察

清野, 良栄

<https://doi.org/10.15017/2920586>

出版情報：経済論究. 44, pp.1-31, 1979-01-20. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

「独占」の価格決定行動と投資行動に 関する一考察

清 野 良 栄

目 次

- は じ め に
- I. 「独占」理論の方法
 - (a) 「独占資本」論の欠陥
 - (b) 独占利潤について
- II. 参入阻止価格と限界分析
- III. 「独占」の投資行動
 - (a) 投資基準利潤率
 - (b) 投資行動の展開
- お わ り に

は じ め に

今日の「独占」理論の一般的特徴は、レーニンの『帝国主義論』における「生産の集積」に手がかりをおく仕方よりもむしろ、参入阻止価格論に基づいて、必要なかぎりマルクスの資本の集積・集中論をとり入れて展開するという方法がとられていることである。

この方法にあつては、第一に、「競争」と「独占」についての認識の混乱があること、第二に、資本の集積・集中から展開して競争の制限を説明することによって事実上「独占」の成立を自由競争の延長として展開するという転倒した思考があること、第三に、それゆえに、「独占価格決定機構」だけが「独占」論として位置づけられる。といった「独占」理論の一般的解明にとって否定的要因を形成している。

こうした言わば伝統的な理論的構成から脱却して、「独占」と「金融資本」の支配下にある現代資本主義の運動法則を一般理論の中で構成することは極めて困難な課題である。

本稿はそのための準備的考察にすぎない。

本稿でとりあげた問題領域およびその相互関連は次のようなものである。

第一に、「独占」分析の出発点を確定するためには、従来の「独占」分析の理論にみられる「競争」と「独占」についての認識の相違、混乱を明らかにし、資本主義一般の枠組で語れる「独占」と、「独占」の発達によって一層豊富化された規定に基づいた「独占」とを厳密に区別しなければならないということ。第二に、「独占価格」論において支配的見解にまでなっている「参入阻止価格」論は単なる価格・産出高の一般均衡以外の何もかも示さず、そこでは、独占価格決定行動における「独占」の意志が全く捨象されてしまっていること、第三に、それゆえに、それらに依拠した独占の「投資行動」論では、独占間競争において示される資本蓄積の矛盾した態様の解明が充分には示されないことを明らかにしようとするものである。

巨大独占間の競争が「価格決定行動」と「投資行動」の統一の中で位置づけられることが第一の課題であると思われる。

1. 「独占」理論の方法

(a) 「独占資本」論の欠陥

自由競争体系と区別された独占的競争体系の構築は「独占理論」の一般的確立にとって不可欠な課題である。しかし、「自由競争から独占」へという内容を論理的展開を軸に理論化しようとする方法、さらにまた、独占資本主義の成立を独占価格およびその市場機構の形成に代置するという方法の不充分性が指摘されている。

(注1)

従来、ともすると、資本の集積・集中から独占を論じることが「独占」論の不可欠な構成要素であるかのようにみなされ、多くの論者がこの両者の論理的

関連を問題にしてきた。

(注2)
この論理からすると、資本の集積・集中は、一方では自由競争の展開の範疇であるのに、他方では自由競争の否定としての「独占」形成の必然的契機としてとらえられることになる。

勿論、独占形成の一般的基礎としての資本の集積・集中の意義を否定するものではない。

最近ではマルクスの資本の集積・集中から、これを一般的軸として独占形成へというのが再現しつつあるが、資本の集積・集中は資本主義一般の範疇であって、その意味では資本制生産様式の各々の移行過程のみならず、通常的发展過程においても作用するのであり、必ずしも独占形成に固有の範疇ではない。この論理がいきつくところは、個々の生産部門が単一の生産体に統合され文字どおりの完全独占であってそれ以外の何ものでもありえない。

だから、問題は、独占論にとって資本の集積・集中が不可欠の契機であるという論理を展開するばあい、単に独占形成の歴史的あるいは論理的前提であるという事だけでは意味がない。この方法の誤りの一方の典型は宇野理論における「支配的資本」の析出、タイプ論にみることができる。

(注3)
そこで、レーニンの命題である「自由競争から独占」への内容を深く検討することが必要となるが、結論をいえば、自由競争の論理体系からは「独占」を述べることはできないということである。

レーニンは「生産の集積」から分析を始め、主要な生産部門では独占が成立するまでに「生産の集積」が進行していること、そして独占が成立すれば中小の弱小資本は収奪の対象として存在すること、自由競争は制限・否定されることを論じた。

(注4)
ここに、「独占」の成立は「部門単位」でとらえられるべきこと、そして「独占部門」では競争が否定されていること、このようにとらえてこそ、「独占部門」を構成する巨大独占資本がどのような独占価格政策と、いかなる蓄積様式とをとりうるのかといった、それ以後の展開の基軸が与えられうるといっ

てよい。

ところが、従来からこの点は「経済理論」としての展開の不充分性が一方的に強調されてきたところであり、その意味で『資本論』と『帝国主義論』との論理的連関が様々に論じられるところであった。^(註5)

誤解を招く恐れがあるので一言すると、自由競争から独占へという論理的展開を否定しようというのではない。ここに、論理的展開というのは、自由競争の自己転回が独占を必然化するという意味ではない。それは、自由競争体系が資本主義の新たな発展段階に照応した次元で出現する様々な範疇によって機能を停止するということである。

だから、自由競争の資本制生産にとってもつ意義とその限界が問題となる。

自由競争の持つ意味は、往々にして「平均化理論」として論じられるケースが多かった。^(註6)

しかし、これは、マルクスの基本理念から逸脱している。確かに、生産価格、平均利潤概念はマルクスの資本主義分析の必然的帰結である。けれども、『資本論』の世界を平均化の支配するスタティックな世界として理解し、そこに限界をみいだす方法は正しいであろうか。

この考え方は、自ら独占論の出発点を否定することになる。競争の支配する資本主義は、確かに「平均化」、^(註7)「均衡化」の世界でもある。だが、他方でその論理的帰結として独占の成立が説かれる。これは一種の背離である。

資本主義の発展は、競争が自由に行なわれるかぎり、絶えず資本の部門間移動が生じ、新しい生産部門が形成され、たとえある部門に「独占」が成立しても、価格変動をとおした需給関係の変動によって新規の資本が参入してくることも可能である。資本が特定部門に抱束される必然性はそこにはない。

自由競争と独占のちがいをどこに求めるか、その根本的相違は、資本移動の困難性である。

ヒルファーディングはこれを固定資本の巨大化に求めた。ところが彼は、ドイツ資本主義の重化学工業化という「独占」の重要な現象を直接観察したにも

かかわらず、独占資本が自由競争の個別資本とは異なった行動をとりえることを理論化しえなかった。というのは、利潤率の均等化法則を揚棄しえなかったからであり、資本が独占的結合をするのも低下する利潤率を押しとどめるという消極的契機からであった。この点は彼の独占価格＝カルテル価格にもみられる。この固定資本の巨大化というヒルファーディングの基本視角も自由競争の^(註8) 枠組で構成されるかぎり「独占理論」の展開たりえない。

それゆえに、問題は、独占理論の出発点をどこに設定するかである。それをここでは競争の形態変化に求めよう。レーニンが、「独占」についてあれこれ述べながら、「生産の集積」から独占の成立を展開したのは、実は、自由競争と異質の競争体系が必要であることを示したことに他ならない。

「独占」論の出発点を競争の形態変化に求めるということは、独占利潤論の確定を不可欠な要素とする。なぜなら、独占の行動は、独占利潤によって規定されるからである。

自由競争の下では、諸資本の行動が部門内・部門間の競争に基づいた超過利潤を動因としていたにもかかわらず、その超過利潤が長期にわたって有利な生産条件をもつ個別資本に帰属するという利潤の保障機構は存在しなかった。この超過利潤は長期的には消滅し、利潤は「平均利潤」として分配された。

それゆえに、資本主義のこの発展段階においては、たとえ個々の資本の行動が競争作用に変化をもたらしたとしても、それは短期の事にすぎなかったのである。

そのようにみると、自由な競争の結果は、個別的には資本の集積・集中という媒介を経て特定部門に「独占」を生じさせることはあっても、競争の制限機能が自由な競争の体系にあっては、必然的に自己を長期にわたって主張できない、ということになる。

ひとたび、特定部門に「独占」が成立し、独占価格を設定しえたならば、「独占部門」には独占利潤が帰属する。われわれが問題にするのはまさにこの独占利潤全体である。しかも、独占資本の価格政策、投資行動との連関の中で

それを位置づけなければならない。

また、独占利潤を問題にするばあいには、超過利潤一般と独占的超過利潤とを区別しなければならない。なぜなら、独占資本主義の下での生産力の発展は、独占体間の競争がこの独占的超過利潤の取得をめぐることで生じることによって達成されるからである。

(b) 独占利潤について

「独占部門」を構成する個々の「独占」にとっては、価格協定によってどれだけ高い利潤が得られるかが重大な関心事となる。しかも獲得される独占利潤が後に示すように、「独占」の投資行動のあり方を規定するのである。勿論、独占利潤は独占価格をとおしての、つまり、資本制的商品生産を媒介することだけによって得られるのではないが。

(注9)

ここでは、独占価格の設定によって得られる独占利潤全体に問題を限定してある。

独占利潤は、その限界は社会の総剰余価値によって与えられる。だから抽象的にいえば、独占価格は費用価格に独占利潤を加えたものとして表わされ、独占的超過利潤は、独占的高利潤から非独占の利潤をさしひいたものとして表わすことができる。

だが、これらのことは独占利潤が何であるかを少しも説明したことにはならない。

独占利潤は各独占部門において具体的に存在している。だから独占利潤の確定は、それぞれの特定の「独占部門」の価格政策、投資行動の連関の中から抽象化してはじめて実現できる。

独占利潤については、主にその源泉をめぐる、生産利潤か収奪利潤かが問われてきた。そこでは独占利潤が「独占」の資本蓄積過程に^(注10)いかなる影響を及ぼすのかという、絶えず反覆・拡大される「独占」の一連の行動の内にそれを位置づける試みは希薄であった。

「投資行動」については(Ⅲ)で論じているので、独占利潤の一般的性格に

ついて以下素描しておこう。

独占資本主義においても、生産力の発展は、個々の「独占」による資本蓄積、とりわけ新生産方法の導入によって達成される。「独占」は利潤を分配する。この利潤の分配をめぐる独占体間の競争は、遊休予備資本を含めた生産能力の保有・獲得競争＝設備投資競争の形態をとってあらわれる。その直接の契機は、新生産方法を導入した「独占」は超過利潤を得ることができるということである。この超過利潤は特別剰余価値の生産に係わらせて論じるのが通例であるが、両者の関連は確定されていない。特別剰余価値は、平均的生産条件以上の生産方法を導入した個別資本に帰属する剰余価値であり、社会的価値一個別的価値の差額としてあらわされた。新生産方法の導入は、一方で、相対的剰余価値の増大、すなわち、必要労働の短縮を意味し、他方で使用価値量を増大せしめる。同質労働を前提するかぎり、新生産方法の導入は、使用価値量を変更するだけで生産される価値量は同一でなければならないはずである。したがって、個別資本における剰余価値率の上昇は、生活資料部門をとらえたときに初めて意義をもつことになる。ただ個別的剰余価値率の上昇となってあらわれるにしても、特別剰余価値が成立するのは社会的価値（価値価格）が前提されているばあいであり、それは需給変動を通して市場価値の水準それ自体が変動するばあいに成立する超過利潤概念とは区別されなくてはならない。^(註11)

だから、価値と価格が恒常的に乖離している「独占価格」が成立している状況の下ではなおのこと特別剰余価値と超過利潤を同列に論じることはできない。

われわれのいう超過利潤とは、一定の独占価格の下で現に得られている利潤を新投資によって獲得される利潤がうわまわるという意味である。

勿論、この超過利潤は「独占部門」が異なれば量的に異なるし、また導入される技術の型（費用削減あるいは使用価値量増大）によっても変化する。

新生産方法の導入によって超過利潤が得られるがしかし、この超過利潤は、生産方法が普及・完了すれば消滅する。この点について、高須賀氏は、「問題

にしなければならないのは、平均利潤と区別された独占利潤ではなくて、独占資本の取得する利潤全体である。」として、独占利潤の対象を明確にしておられるにもかかわらず、^(注12) 超過利潤は、新生産方法が普及・完了しても消滅しないで独占部門に「固定化する」という見解をとられている。氏によると、この独占力によって固定化した超過利潤が独占の超過利潤である。超過利潤の固定化は、「独占部門」においては、価格競争が排除されているがゆえに、新生産方法の導入から普及・完了に至る全過程において、価格の低下によって消滅することなく存続する点に求められる。つまり、「生産過程の諸変化に対する価格の対応のおくれ」が、独占段階の超過利潤の形成と消滅のプロセスを特徴づけるものとされている。

生産価格を基準にして、独占利潤を平均利潤以上にある超過利潤一般に解消する見解は氏のとるところではない。独占の超過利潤は、「本質的には収奪利潤あるいは流通収奪的性格をもっている。」^(注13) といい、超過利潤の十ー相殺説に対して、独占部門では、価値の低下に対応した価格の変化がストレートに現象しない独占価格機構が客観的に存在することをもって超過利潤の固定化を主張する。また、固定化した超過利潤は、特定の価格水準の下で獲得される「独占利潤」そのものであるともいわれる。

新生産方法が普及・完了してもなお独占力によって「独占部門」に固定化する超過利潤が独占の超過利潤であれば、新生産方法を導入した全ての資本に超過利潤が与えられることになり、独占利潤は、新生産方法が普及・完了に至るまで膨脹の一途をたどることになる。

このことは、硬直的独占価格と独占利潤の下で一般的ケースとして展開されているのであるが、新生産方法の導入は、既存の生産設備の供給+新投資の生産設備による一層増大した供給量に結果する。

資本制生産では、生産力の発展は個別的にのみ達成される。これはまた、追加投資による追加利潤（既得の独占利潤+ α ）は、増大した使用価値量にみあう「需要」の増大を条件とする。

超過利潤一般は、新生産方法の導入競争によって、価格が低下することをとおして消滅する。硬直的に、一定水準に維持されている独占価格の下では、価格の低下に直接つながらないことは氏のいわれるとおりである。

問題は、新生産方法が導入される以前の「独占部門」および「独占価格」をどのように解するかにあるように思われる。

独占価格が決定されている部門をみれば、各々の「独占」には最低必要資本量を共通の条件としつつも、生産諸条件に格差が存在する。また、利潤の分配をめぐる協定は、全体として高い独占利潤を追求しつつも、取得される利潤量の格差を前提とする。「独占部門」の供給能力上の構造をとりだしてその断面をみれば、すでに新生産方法を導入した独占、旧設備を償却しておえて新生産方法の導入を準備している独占、現在の設備がまだかなり未償却である独占等々に分類できると思われる。独占利潤とはこれらが取得する利潤の総計であり独占的超過利潤とは、独占の高利潤から非独占部門の利潤を控除したあとに残る利潤部分であり、われわれのばあいには、いち早く新生産方法を導入した独占に帰属する超過利潤である。

この超過利潤の独占的超過利潤への転化の内容は、「独占部門」においては、生産力上昇による利潤量の増大は、個別的に行なわれるけれども、新生産方法の導入を強制される関係はないこと、また、「独占」の価格政策は個別独占に独占的超過利潤の取得を認めながら、個々の「独占」の投資計画を用意するという、独占的超過利潤の獲得をめぐる競争関係の変容に基づいて与えられる。

(注14)

この独占的超過利潤は、独占段階の生産力の発展を規制する。つまり、それは生産、技術上の格差に基づいて形成されるがために、価格政策によって、投資行動が制約されるとしても、長期的には「独占部門」の生産力水準をひきあげる動因となる。具体的には、最低必要資本量の増大、単位生産能力の上昇として、生産力は発展する。

注 1. これらの点については、森岡孝二、「独占資本主義論の変成」、関西大学、

『経済論集』第25巻5号, 1975年, 同, 「独占価格論の性格と課題について」,
同, 第26巻4・5合併号, 1977年に, 諸説の詳細な検討, 批判がある。

注 2. ここで念頭に置いているのは参入阻止価格論者である(Ⅱ)を参照。

注 3. 例えば, 戸原四郎, 『恐慌論』, 筑摩, 1972年を参照。

注 4. レーニン, 『帝国主義論』, 全集22巻, 大月, 1959年。

注 5. 例えば, 富森虔児, 『帝国主義論の根本問題』, ミネルヴァ, 1973年。

注 6. 代表的例として, 高須賀義博, 『現代価格体系論序説』, 岩波, 1965年をあ
げることができる。

注 7. 資本主義一般の法則, 価値法則, 剰余価値法則, 恐慌, 産業循環等は独占
資本主義においても存続する。自由競争と独占は並存する。マルクスは, 自
由競争の体系の中で「独占」を論じている。また, 独占価格についても, 価
値に直接規定される独占価格と, 価値と価格の恒常的乖離を特徴とする独占
価格とを厳密に区別して論じている。

K.マルクス, 『資本論』第1巻第7篇, 第3巻第6篇「地代論」とりわけ
「絶対地代」は重要である。

注 8. ヒルファーディグ, 『金融資本論』, 岡崎訳, 岩波文庫(中), 1955年, 第3
篇参照。

注 9. 独占段階の生産の社会化の進展に伴い, 巨大独占企業は, 将来の独占利潤
について計算が可能となる。この将来の見とおしに基づいた資産評価の「過
大化」がキャピタルゲインの拡大をもたらしている。しかし, だからといっ
て現在の資産評価の基礎範疇としての独占価格の意義を軽視することにはな
らない。

池上惇, 『アメリカ資本主義の経済と財政』, 大月, 1978年, p. 111~p. 137,
小谷義次, 「実現利得と帰属利得」, 大阪市大, 『経済学雑誌』第67巻 3
号, 1972年, 参照。

注 10. 今日では収奪説が主流であるが, 独占利潤の基本的源泉を生産過程に求め
た見解に, 白杉庄一郎, 『独占理論の研究』, ミネルヴァ, 1961年がある。

注 11. 特別剰余価値は, 個別部門の社会的価値を前提として量的規定が与えられ
るが, 平均利潤を超過する意味での超過利潤のばあいには, 有機的構成, 費
用価格の相違など, 各部門における生産諸条件の相違を条件として, 平均利
潤をこえるという内幕が与えられる。

ただし, 独占段階では, 独占価格それ自体が価値との直接関連が失なわれ
ているが為に, 超過利潤も非独占からの収奪部分を含むとはいえ, その大き
さを定量的に確定することは不可能に近い。なぜなら, 独占価格は一方で部
門内の競争制限の進展度に依存し, 他方では, 関連する他部門の独占との競
争関係に依存し, 公表建値と実際の販売価格は異なり, 剰余価値率の算定に
とって多くの障害があるからである。

注 12. 前掲, 高須賀 p. 184。

注 13. 前掲, 高須賀 p. 188。

注 14. 新技術の採用が独占にあっては, いかに遅延させられるかについて, アメ

リカ鉄鋼業のLD転炉の導入、普及の例がある。北原勇、『独占資本主義の理論』、有斐閣、1977年、p. 213~4参照。

II. 参入阻止価格と限界分析

今日では、参入阻止価格論は、独占価格論の基本的な理論装置にまで発展しているのであるが、こうなった背景としては、独占価格が短期的な循環的変動を伴わず、長期的に一定であるという客観的事実の法則的解明がなされなかったという点に多くをおっている。それゆえに、多くの論者をして「独占的市場構造」の確定に向かわしめたのである。

S・ラビーニやJ・ベインなどによって展開された参入阻止価格論は、「寡占的市場構造」における価格決定のメカニズム論として提起された。この理論の「独占価格」論への適応の第一は参入阻止価格論によって独占価格の上限が確定されたとみなされたこと、第二に、こうして決定された独占価格をその後の独占資本の蓄積過程の出発点に位置づけるということにみられる。

第一の点については、これまでの独占価格論が生産価格を基準に行なわれ、その上限は需要の変動等によって確定されないという状況にあったことから、参入阻止価格論の最大のメリットとして評価されることとなった。確かに、長期的に一定である独占価格の法則的解明にとって価格が、何故所与の水準にあるのかを一義的に規定できるにこしたことはない。しかも、独占者の「価格決定行動」として。

参入阻止価格論はかかる要請に答えるに十分な理論装置であろうか。

この点をシロスーラビーニの理論をとりあげてみよう。

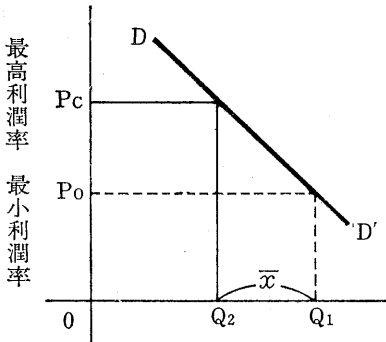
S・ラビーニは価格決定のメカニズムを展開する際に次の前提条件を設定する。

<前提条件>

- ① 需要一定
- ② 技術の不連続

- ③ 参入期待利潤率の下限が所与
- ④ 部門間競争の制限

これらの諸条件が「寡占」を特徴づけるのであり、この下で均衡価格の成立が説かれる。



この関係を示したのが左図である。参入阻止最高価格は、 P_c である。総生産量 Q_1 と参入阻止生産量の Q_2 との差 \bar{x} は、独占資本が、他の独占資本の参入を阻止するために設けた「経済的空間」を意味し、 $S \cdot$ ラビーニのばあいには、技術的不連続によって規定さ

れている。つまり $O-Q_2$ の生産量は大企業が占めることによって、 \bar{x} は、中小資本の参入によって担われるという構成になっている。

次にこのモデルの検討に移ろう。

まず最初に問題になるのは、本間氏が認めるように、この理論装置は、価格生産量の均衡モデルにすぎない事に関連して、有効需要一定としていることである。
(註 4)

図で明らかなように、曲線 $D-D'$ が右下りで所与である。この $D-D'$ 上のいづれの点でも全ての需要は有効需要であり、均衡価格である。 $S \cdot$ ラビーニは、「市場の絶対的規模がその産業の均衡的構造を条件づける。」
(註 5) といい、また、「与えられた産業構造（供給構造）とその価格が均衡しておりかつ不変にとどまることができるかどうかを問うであろう。」
(註 6) といって、そもそもの出発点を確認している。

「独占」が発達し部門内部の生産、流通、分配の計画化が進めば進むほど、独占は、高度に発達した分業体系の中に占める当該部門の生産素材の位置を正確に把握しうる。そして独占価格の決定に際しても独占団体の意志が反映された

組織的行動となる。ようするに、「独占」は需要を調節する。だから、独占価格の決定に際して需要の水準をア・プリオリに想定してはならない。このモデルでは需要一定とされるがために、独占価格のつりあげの根拠が \bar{x} に帰せられてしまう。つまり、 \bar{x} の大きさが大きいほど価格は高く決定されるのだから、独占価格のつりあげは、この部門の過少生産ないしは \bar{x} が常に存在するという意味では超過需要のどちらかに求められることになる。高須賀氏はこの点について、「参入阻止価格でいうところの供給制限＝「経済的空間」は、独占資本の最低利潤率のもとでなら生産されたであろう潜在的産出量の制限であって、現実の社会的需給は参入阻止価格のもとで一致している。」^(注7)とされ、参入阻止価格を弁護されているのだが、シロスの仮説という問題、つまり、潜在的参入者は、参入しようとする独占部門の独占資本は全生産能力で生産し供給を制限しないという想定のもとで参入を決定するという点。これは現実の「独占部門」^(注8)の把握の仕方に大きな問題点を残しているが、S・ラビーニの均衡価格の検出にとつては何ら障害にならない、ということ考慮に入れなければならない。高須賀氏は、参入阻止価格を生産制限にその成立の根拠を求めており、しかもその生産制限は景気変動を捨象した次元で、つまり、通常の均衡価格の下で独占資本が意識的に生産を調整する状態を想定しておられるのだから、問題は、「経済的空間」の解釈にとどまらず、独占資本が価格決定に際していかなる行動をとるのかという価格決定そのものの問題に発展し、ひいては、参入阻止価格の独占価格としての妥当性の是非を問うことになる。結局、この問題は、前提条件④をはじめから設定したがために、「独占的市場構造」を前提し、そこから独占価格の何かを問うというトートロジーに帰着する。

指摘されうる第二の問題は、 \bar{x} に関連して、余裕能力をいかに位置づけるかに係わる。

独占価格は何かを論じるばあいに部門間の競争制限を前提する必然性はない。だから、生産制限を実質的に担っているとみなされる \bar{x} の存在の意義もなくなる。北原氏が主張されるように、巨大独占企業は常に余裕能力を保有してい

るのだから、参入が起こりそうならばあいにはこの余裕能力の操業参加によって \bar{x} は簡単に埋められてしまうであろう。またこの「独占部門」を構成する独占資本の「生産能力」それ自体が、最低必要資本量の巨大性という参入障壁を形成する。ところで、ラビーニの想定する「技術的不連続」というのはこの点を示したのに他ならないが、しかし、これは技術的に生産能力の限界を画したものでない。それゆえ、既存独占資本が \bar{x} にあたる部分を供給しても一向にさ(注9)しつかえない。

さらに重要な点は、「独占」の価格政策が需要の増大に伴う価格の低下に甘じ、なおかつその増大分の供給を中・小資本に任せるという内容が、果して「独占」の現実に即したものがどうか問題になろう。

第三の問題点は、独占利潤の確定に関する事である。本来、価格決定機構の分析は(Ⅲ)でみるように、投資行動との連関の下で展開されるべきである。そのばあいには、独占にとって獲得される独占利潤がいかなる意義を有するかが問われなければならない。

ところが、参入阻止価格を独占価格論の軸に据えている論者は、独占価格決定の一般モデルとしての地位を参入阻止価格に与え、独占的市場構造の一般性を与えている。

ここでとりあげるのは参入阻止価格によって与えられた「独占利潤」である。

ラビーニのモデルでは、参入阻止によって決定された価格の実現による独占利潤に関して、独占相互の「共同利潤極大化」の暗黙の了解が前提されている。価格決定力は大企業だけに存するというが、第一点でふれたように価格が中・小資本の参入によって下方に修正されたと同様に、「独占利潤」の大きさも中・小資本の利潤率を基準に修正、規定される構成になっている。

高須賀氏のモデルにおいても、独占利潤は、独占資本が参入を阻止する価格で得られる参入阻止最高利潤率と非独占中・小参入資本の取得する、独占資本が許容する最小利潤率との間に制約されている。

(Ⅰ)の(b)で明らかのように、氏のいわれる独占利潤は、ここでは「経済的

空間」の大小によって、つまり、最小利潤率での生産量を供給制限によってどれだけ高めることができるかに依存する。この「経済的空間」は、独占価格を決定するのみならず、独占利潤をも決定するというオールマイティの力を与えられている。しかし、これがすでに述べた理由によって消滅してしまうものとするれば、独占利潤を平均利潤を超過する利潤であるとする一方の固定観念がもたらす無内容、沿概念的命題と同一の欠陥を共有する。

以上の展開の中で明らかになったように、参入阻止価格の最大の欠陥は、「独占」が市場機構をとおして獲得する「独占利潤」の資本蓄積過程にもつ意義が不明であることである。なるほど、価格の硬直性が示されているといえるかもしれない。がしかし、個々の「独占」の行動の指針が何であるかを示しえない。

A・アイヒナーは、独占価格については参入阻止価格の拡充に努めながらも、参入阻止価格の価格決定メカニズムの静態的枠組みを彼のいう「投資決定」^(註10)と結びつけ、経済成長論としての動態化をはかっている。「独占」の投資は基本的に「独占利潤」からの内部留保によってまかなわれ、価格は、平均可変費用、標準操業度、生産能力、固定費用、内部資金等によって規定される。平均可変費用は、独占部門にプライスリーダーが存在するばあいには、その限界費用に等しいことになる。

A・アイヒナーにとって重要なのは、「内部資金」（＝独占利潤）である。すなわち、資本蓄積＝成長は、この「内部資金」の大きさによって規定されるがために、成長率が維持されないばあいには、価格の操作をとおして「内部資金」の増大をはかるのである。

独占が価格をひきあげることは、成長率を上昇させることになり、実際に、これが問題になるのは、追加投資のばあいである。この時に、投資資金の需要、外部資金を利用しなければならないばあいには利子率、内部蓄積資金の供給等の要因が投資の規制要因になる。また内部蓄積資金の供給は、参入要因、代替性効果および政府介入によって規定される。彼は、「内部資金」からの内部留保部分に基本的な投資源泉を求めているがために、長期の成長率の極大化を

達成するためにはこの「内部資金」、すなわち、費用をこえる マージンを一定に保つ必要があり、これが巨大企業の目標となるわけである。

以上の A・アイナーの議論は、独占をポジティブなものとし、独占段階の経済成長は「独占」が担っており、そのために必要な「内部資金」は認めなければならないということを意味する。またそれは「社会的費用」であるとまでいっている。独占利潤を「社会的費用」とまで言い切ることは疑問を投げかけざるをえないが、巨大企業の行動目標として「内部資金」を位置づけた点は評価されるべきであろう。

最後に参入阻止価格のフレームワークを概括し、この項のまとめにかえよう。

参入阻止価格で対象としているのは、「独占的市場構造」をもった「独占部門」であり、19世紀後半から20世紀初頭にかけて成立した「独占」である。けれども、参入阻止価格は過去における集中、合併の経過と「独占価格」の関係を問うことなしに、その後の現代に至る全ての独占価格を一括しうるモデルであると考えられている。

参入阻止価格モデルでは、単一財の価格・産出高の関係がとり扱われている。その装置の内在する問題点のいくつかはすでに触れた。

特定の産業部門に「生産の集積」に基づいた「独占」が成立すれば、その独占部門の価格は独占価格である。独占化の初期段階においては単一財の独占的市場として出現した例もある。しかし、その後の独占資本主義の発展は、原料部門から最終の完成財部門に至るまでに新しい独占部門をうみだし、あるいは、水平的統合だけでなく垂直的統合の過程を経て全工程を体現した「独占部門」が存在している。これらはいずれも、独占資本主義段階の下での「生産の集積」に基づく有機的素材的関連部門の拡充、社会的分業の発展とその「独占」の工場内分業への反映のあらわれである。それゆえ、産業資本主義での単一財部門、単一市場はその存立の余地が狭められ、「独占部門」もその発展過程の中で他の「独占部門」との境界があいまいになる。それだから独占価格と一

口にいってもその内容は異ならざるをえない。

参入阻止価格は、J・ペインによれば寡占部門にあって上位数社の市場集中度別に分類された寡占企業が、「長期利潤の最大化」の達成のためにはいかなる最適規模で生産しなければならないかといった適正規模論の展開になっている。この議論は独占的競争は価格面での協調を前提とした上で、費用格差、製品差別化等の参入障壁に立脚している。^(注12)

この種々の参入障壁の形態は、部門内競争の制限の重要な要因である。

これらの諸条件の中で独占価格は決定される。カルテル価格も「カルテル」に属する独占が「意識的」に価格決定に参加するものと見なされる。「独占価格」とはまさに独占者の意志の反映されたものでなければならない。^(注13)

S・ラビーニが、限界費用＝限界収入という伝統的価格理論である限界分析的な手法から脱却できなかつたのと同様に、正常利潤を含む限界費用を平均利潤概念におきかえる本間氏をはじめ多くの人々が陥った誤りは、独占資本主義の総体としての運動を基柢において規制する独占期に固有な法則を「独占」の多面的行動の中から構築していくのではなしに、参入阻止価格＝法則としてしまった事である。

この点ではA・アイヒナーのポストケインジアンの経済学、つまり、インフレーションの進行（賃金・物価のスパイラル現象）の下での貯蓄と投資の不均衡を是正していくプロセスに独占的巨大企業の「内部資金」の社会的保障を位置づけるという、経済成長のあり方をめぐる議論の中に「独占価格」の資本蓄積過程における位置を確定するばあいの一つの方向性が示されているように思われる。

注 1. 「平均利潤率」に依拠する見解は資本制生産様式のそれぞれの発展段階で法則が作用するという現実的变化を見失っている。

注 2. 本間要一郎『競争と独占』、新評論、1972年、前掲、高須賀、北原等を見よ。

注 3. S・ラビーニ、『寡占と技術進歩』、(増訂版)、安部他訳、東洋経済、1971年、J・ペイン、『産業組織論』(上)・(下)、宮沢監訳、丸善、1970年。

注 4. 前掲、本間、p.202の注3、氏はここで参入阻止価格論の基本的特徴を「それぞれ技術的条件を異にする諸部門の、部門としての最適産出量決定の

理論に帰着してしまうような論理構造をもっている。」と正しく評価されているが、しかし、氏の独占価格は参入阻止価格そのものである。

もともと参入阻止価格は限界分析による価格理論が、ホール、ヒッチの実態研究で示されたように事実にはそぐわないこと、さらに彼らによって提起されたフルコスト原理というマークアップ率の不確定性に対する不満からでて来たものである。しかし、ラビーニにあっては伝統的な限界分析の手法からまぬがれていない。フルコスト原理では価格は $P = v + qv$ であり、限界費用が一定とすると ($m = v$) 限界分析でえられる $P - \frac{P}{\eta} = v$ と同一である。 $P - \frac{P}{\eta}$ は限界収入。だから、ラビーニは、マージン q の大きさを市場の規模、技術、要素価格の要因で説明しようとしたのである。

注 5. 前掲, ラビーニ, p. 46.

注 6. 前掲, ラビーニ, p. 45.

注 7. 高須賀義博, 同氏編『独占資本主義論の展望』, 東洋経済, 1978年, p. 68, (傍点引用者)。

注 8. F. Mogiliani, 'New Developments on the Oligopoly Front.' Journal of Political Economy, No 3, 1958.

注 9. 三輪憲次, 「『参入阻止価格』批判」名古屋大, 『経済科学』第23巻 3号, 1976年。

注 10. A. Eichner, The Megacorp and Oligopoly, Cambridge University Press, 1976.

注 11. A. Eichner, Ibid., p. 274.

注 12. cf. J. Bain, Barriers to New Competition. 1956, 'Relation of profit rate to industry concentration', American Manufacturing 1936—40; Quarterly Journal of Economics, Aug, 1951.

注 13. アメリカにおける鉄鋼業プールの結成と崩壊の過程での独占体の行動については, 吳天降, 『アメリカ金融資本成立史』, 有斐閣, 1971年参照。

Ⅲ. 「独占」の投資行動

「独占部門」に特徴的な「投資行動」を理論化するばあいには、「独占」の「投資行動」を規定する条件は何か、を示さなければならない。

独占資本主義といえども資本の本質である既存資本の最高度の価値増殖および価値維持が目的であることにはかわりがない。産業資本主義のばあいには、利潤率の循環的変動を通して個別諸資本が、絶えざる競争状態の中で新生産方

法の導入が強制されるのに反して、「独占」のばあいには、拡張投資にしる補填投資にしる一定の自由裁量、選択が可能であるのが特徴である。「生産の集積」を軸に成立した「独占部門」にあつては、部門内部の計画化が進展しているし、他の「独占部門」との関係は競争的市場を介しての $W'-G'$ の過程にみられるような実現をめぐる動揺は存在しない。多くのばあい受注生産の形式をとるし、その意味では当該生産物の「需要」の水準および変動をかなりの確に把握できる。それゆえに、設備拡張投資もまた計画化され、組織化されるものとみなすことができる。しかし、この点は、独占資本主義段階における景気変動の中で、「独占部門」の再編問題が集中、合併の形式をとってくりかえしあらわれることからわかるように、「独占部門」を構成する個別の「独占」にストレートにあてはまるものではない。具体的には部門内の競争は、種々の参入障壁の形成を追求するという形態をとって現象する。また、ばあいによっては、^(注1)マーケットシェアを上昇させるために価格の切り下げに及ぶこともある。

だから、独占価格が特定の点で決定されていても、同一価格水準の背後では激烈な独占間の競争が展開されているわけである。

「独占」の投資行動を展開する論者は、「独占的市場構造」の確立を前提する。そこでは、独占価格=参入阻止価格であつた。共同利潤の長期最大化の目標の実現のための暗黙の協定が存在するために価格競争は生じない。^(注2)このように仮定すると、投資行動もまた極めて制約されたものにならざるをえない。

(a) 投資基準利潤率

以上の問題を北原氏の見解の検討を通して明らかにしてみよう。

氏の投資行動論は、独占価格の協調を通して、長期最大利潤としての独占利潤の獲得・実現のための補強手段たる位置を与えられている。その装置は、

- ① 予想限界利潤率
- ② 投資基準利潤率
- ③ 余裕能力

に集約される。

氏は次のように問題を設定する。独占資本主義における資本蓄積、生産力向上の進展矛盾の展開を分析するには、「独占部門では資本蓄積、生産力向上をめぐる個別企業の行動——投資行動——が競争段階の競争的企業の投資行動にたいしていかなる変化をとげ、独占企業固有のいかなる諸特徴をもつにいたったか」を明らかにしなければならない。というのは、「独占部門において独占(注3)企業が独占企業固有の投資行動をとるということは、独占諸部門における資本蓄積、生産力向上のあり方を規定し……、独占段階における社会的総資本の蓄積＝拡大再生産の全運動諸矛盾の展開を大きく規定することになる」(注4)からである。

以上のように、独占資本主義の動的な蓄積過程をその総体の中で把握するという基軸に、投資行動を位置づけておられる。

われわれもまた、独占資本主義段階に固有な資本蓄積過程の一環に、投資行動を位置づけるという意味において問題意識を共有する。

先にあげた投資行動＝設備拡張投資＝労働手段体系1セット投資についての分析における三要因の関係は、以下のようである。

資本の集積・集中によって、産業部門が独占部門に発展すれば、とりわけ少数の巨大独占企業の支配体制が、「高い市場集中度」および「高い参入障壁」によって確立すれば、そこには、価格支配が、独占企業間の協調という形式をとって貫徹され、かくて、「長期利潤最大化」が達成される。このような「独占的市場構造」では、独占企業は、設備拡張投資を行なうばあい、当該部門の産業の需要動向をかなりの確に把握しうる状況にあるし、単位設備投資の生産能力総量に占める比率、その価格水準への反応を考慮したうえで、予想限界利潤率が投資基準利潤率をうまわるという予測が明らかなばあいに設備拡張投資にふみきると、氏はいわれる。

個別独占企業が、かかる慎重な行動をとるのは、氏によると、「独占的市場構造のもとでは、大規模な過剰能力が出現する可能性が強いうえ、ひとたび設備拡張投資によって過剰生産能力を生みだしたばあいには、その企業が長期に

わたってそれによる利潤率低下という負担を負わねばならない。」からである。

投資基準利潤率は、予想限界利潤率の下限であり、独占企業が他部門へ参入するばあいの限界（参入期待利潤率）でもある。

この利潤率概念についてさらに、①既存の独占諸部門で成立している現行利潤率の平均水準よりかなり低い。②非独占部門の利潤率の平均水準よりは、かなり上まわる。という規定を与えている。つまり、「投資基準利潤率」は、②と①の間にあるといわれているのである。また、その高さは「理論的に厳密に確定されない。」とされている。

これは、独占企業の投資基準（自部門内、参入）をめぐる一つの論争点である。

この問題を考えるばあい、第一に、「独占部門」内における独占企業の追加的設備投資に限定すべきことである。というのは、参入阻止価格に依拠する限り、一定の価格水準と、何らの投資も行なわれていない状況を想定せざるをえなくなるからである。つまり、参入阻止価格は、他の部門の「独占」の参入を阻止するという意味での限界利潤を、事実上設定することによって一独占部門内の均衡が全ての独占部門の均衡に代位する仕組みになっており、「独占部門」の特殊性が何ら反映されないことになってしまうのである。

この点を考慮に入れると部門内投資がいかなる限界利潤率に規定されようとも、個別独占部門の限界利潤率が均等化され利率の水準になるとか、「平均利潤」の水準に均等化されるというような理論的帰結は「独占部門」において

は成立しないのである。

それゆえに、投資基準利潤率を規定するばあい、全独占部門の平均的水準を想定することは許されない。確かに、非独占部門の利潤率は均等化するという議論が独占段階でも成立しうる（もちろん、独占部門の支配の限定つきである。）のと同様に、それと対比された形で独占部門全体の利潤率の均等化を理論的に考えることは可能である。

ところが、一方は現実的根拠があるのに他方は現実的に論じうる根拠がない

のである。これはまた、限界利潤率が、潜在的参入者（独占資本）の参入を通して各独占部門間でも均等化するというような非現実的結論を導く危険性を伴う。

北原氏の「投資基準利潤率」は、「独占部門」の独占企業が、設備拡張投資を行なうばあいの基準で、それは、現在機能している設備が得ている利潤率よりも、1セットの「単位生産能力」の増設のために低下せざるをえないというにすぎない。当該部門の需要が一定であれば、設備拡張投資が行なわれると供給が増大するのであるから、価格の低下や現機能資本の一部の遊休過剰資本化、固定費の増大になり、利潤率が低下することになるであろう。

しかし、氏のばあいは「独占企業」が部門内で設備拡張投資を行なう「一般の原則」を問題にしており、それは予想限界利潤率 $>$ 投資基準利潤率が見込まれるばあいのことであった。だから上に述べた点はあらかじめ予想限界利潤率の算定にあたって考慮されているわけである。この点は「独占部門」の「独占」の投資行動として一般に認められるであろう。しかし、この事は同時に投資の限界利潤率が全独占部門の平均利潤率より以下であるということの意味しない。

氏は、「独占的市场構造」を「高い市場集中度」と「高い参入障壁」の综合体としてとらえ、協調価格＝独占価格を部門内競争と部門間競争の統一から把握しようとされているが、検出される価格は、参入阻止價格的接近からまぬがれていないがために、その一般的限界を全独占部門の平均利潤率以下という事実上設備投資が実行できないという状況を設定する以外になかったのである。

投資行動とは「独占部門」における個々の巨大独占企業が、社会的総資本の全運動、および、その矛盾の展開を規定するものであるはずであり、また産業資本主義における個別資本の投資行動とも質的に相違した、「独占」に固有の内容をもつものでなければならない。

しかしながら、氏の投資行動論は、独占企業に関する多面的研究成果を摂取しているものの、独占的市场構造の確立つまり独占價格の協調という状況を一

面的に設定してしまい投資行動も、本来は蓄積過程の動的展開をめざすべきでありながらも、産業需要の動向、新生産部門の形成などいわゆる投資機会の多少等「外生的要因」によって「独占部門」における設備拡張投資が促進されるという結果に終わっているように思える。

さらに、独占利潤の最大化として独占価格を規定し、これは「参入封鎖」化において達成される独占利潤であるとされ「投資行動」は、この協調による長期最大化価格＝最大利潤の取得を余裕能力を軸にした参入障壁の形成をとおして実現する個別独占の行動であるとされている。以上は、確かに(Ⅱ)でみたように参入阻止価格に対する批判としては一定の意義があると思われるが、次の一層重要な問題を孕むこととなった。

つまり、最大利潤が「参入封鎖」化で現実を得られているのであれば、何故、「投資行動」を展開しなければならないのか、また価格決定行動との関連は何かである。

以上の問題点は「独占」の本質規定を「独占的市場構造」に求めたことに起因する。
(注9)

「投資行動」の意義は、単に独占の資本蓄積の媒介だけではなく、まさに追加の設備拡張投資が何を目標に実行され、その結果「独占価格」はどのようなものとして規定されるのかを示すことにある。その展開は(Ⅲ)、(b)で行なわれる。その前に、必要な事項を述べておきたい。

われわれは、投資行動を価格決定行動との有機的連関において「独占」の資本蓄積の有様の法則的解明の一環に位置づけなければならない。

そのばあい、「独占部門」をどのように把握するかが第一の問題になる。というのは、「投資行動」についても、具体的内容は、「独占部門」の相違によって異なるからである。資本の部門間移動が比較的自由であった段階と違って、資本の行動を社会的に規制する共通の尺度がないために、独占・非独占を同一財部門に一括する単純モデルは採用しえない。

「独占」は、当該部門の他の独占と価格協定を取り結ぶ、独占部門全体として統一価格＝独占価格が決定される。初期の独占形態であるカルテル価格のば

あいには、価格協定の直接の契機は「不況」期における価格の低下＝利潤率の低下であった。それゆえに、需要条件が好転すれば価格協定は容易に廃棄された。

このカルテル価格もまた独占価格である。カルテルが例外的な存在であったとしても、この成立の過程は「生産価格」すなわち、一般的利潤率の部分的崩壊のプロセスである。

「生産の集積」が一層大規模に展開すると同時に、「独占部門」を構成する「独占」間の生産能力上の格差が縮少してくる。カルテル価格が崩壊と成立の変動の中で、限界独占企業が淘汰されたり、吸収、合併されるという形をとって「少数」の「巨大独占」が「独占部門」を代位するようになる。かかる供給構造上の変化は、部門の総生産能力が遊休予備資本を含めたそれとしてかなりの的確さでもって相互に既知となりうる。また、当該部門の需要についても、その大きさはこの部門の産業構造上の位置や「生産の集積」の程度を反映するものとして「独占」にとって認知可能になる。だから、「独占」がとりうる価格政策や投資行動もこれらの条件の変化に伴って変動する。

以上では、投資の基準となる「限界利潤率」の把握について「独占部門」の追加設備投資の基準としてとらえるべきであり、しかも「需要」を調整する独占者の行動基準であることを述べた。

価格協定、生産調整、販路および利潤の分配の協定は部門内の競争制限の進展度を規定し、「独占」の支配力を規定する。

そのばあい、個々の「独占」の相対的な位置は、各々の生産条件に規定される。

この生産諸条件の格差は部門内における独占間の競争の原因である。設備拡張投資も基本的には価格協定に際して、いかに有利な立場に立つかという独占体間の競争のあらわれである。

それゆえ、追加設備拡張投資の基準となる限界利潤率は、生産条件（費用価格、余裕能力）をベースに、追加投資がもたらす利潤率との比較で求めること

になる。

「独占部門」が発展すればするほど、「独占」のとりうる価格政策もまた、精密な方式を採用するようになる。例えば、標準操業度（多くのばあい70～80%）の想定の下での厳密な原価計算によるコスト加算方式である。

勿論、多品種大量生産が独占の生産様式であるとすれば、市場が細分化され、かかる価格政策のとりうる範囲も限界があるが、

この点に関連して、独占価格＝利潤最大価格を主張しておられる北原氏にあっては「独占価格支配を可能にさせる基盤は独占的市場構造という客観的諸条件の成立にあるが、現実の価格支配の形態や価格水準の決定は、独占企業の判断と行動、政策に直接依存する。」^(注11) といい、「独占価格の理論化といっても、必然的傾向の認識というよりもむしろ、もっとも強い蓋然性をもった傾向を追求し、できうるかぎり一般化するという方法にならざるを得ない。」^(注12) といわざるをえない側面、すなわち単純なメカニズム論に解消されない側面が「独占価格」の決定や「投資行動」には存在するのである。

(b) 投資行動の展開

次に、価格一定の下での「投資行動」に移ろう。

独占価格を決定する行動は、「独占」の資本蓄積の端初的契機であるが、「投資行動」の展開は一層高度な媒介項を必要とする。というのは決定された価格水準からは、各「独占」がその相相互作用の中でどんな新たな矛盾した態様を生みだすかを判断できないからである。

「独占価格」の協定に際して一定の遊休予備資本が保有されていることは、「投資行動」論の前提である。北原氏もいわれるように、産業の需要が停滞的であるかまたはわずかの上昇のばあいには、この遊休予備資本の操業によってまかなわれる。これは不況期での生産調整の現実的機能を有しており、過剰資本の一形態ではあるが、独占利潤の取得に積極的役割を演じるという意味で、「意図された過剰能力」である。

この遊休予備資本の量的規定は第一に、各「独占部門」での生産技術上の相

違を反映し、第二に、各「独占」の保有する生産能力に依存する。つまり、前者は最低必要資本量の増大によって、後者は、設備拡張投資の進展度に依存するのである。

投資行動にとって重要な点は後者の状態である。先に「生産の集積」に伴って各独占体の生産諸条件の格差は縮小すると述べたが、この格差は解消されず、各独占体間の格差は、先の二つの条件によって存続する。つまり、生産技術の発展によって生産能力の水準は均等化される傾向にあり、単位あたり生産物のコストも均等化する傾向にある。が、しかし、生産設備の導入の時期の相違および生産能力保有数（plant の数）の相違にもとづく生産能力格差は解消されない。それゆえ、生産諸条件の相違を反映して、単位能力あたりの利潤率^(註13)は異なるし、単位あたり生産物の利潤も当然異なる、ということである。

これらはいずれも独占体間の競争の物質的根拠である。独占価格決定のばあいに生産能力をどれくらい保有（部門内総生産能力に比して）しているかが有利な条件になるのは、プライスリーダーの多くが、最大のマーケットシェアを維持していることから知る事ができる。

この事は換言すれば、遊休予備資本をふくめた設備投資についてあてはまり、いずれにしろ過剰資本として存在するわけであるから、固定費部分の上昇にならざるをえない。だからこの意味でも、余分な生産能力の保有状況が各独占体間に格差を存続させる。

「独占」の投資形態は、非価格競争の下では、費用削減効果を持つ設備の更新投資が一般的であるが、この投資形態は、個別独占にとって利潤率上昇の効果はあるが、生産数量に影響を及ぼさないがゆえに「生産性の格差」は生じない。また、その効果が個別的にとどまるかぎり、「独占」のダイナミックな資本蓄積を特徴づける「投資行動」とはなりえない。

先に、独占化の進展によって「独占価格」の決定方式が、各独占体の承認の中で整備されてくることを述べた。また、投資行動は、部門内の追加設備拡張投資として理解されるべきことを述べた。

実際、フルコスト原理や標準原価加算方式などが巨大独占企業の価格決定の基準におかれたのはそれなりの根拠があるのであり、一定の目標利潤率の実現が「独占」の行動の基準であることは認めなければならない。

こうした現実を参入阻止価格の誤りに陥いらずにいかに展開するかが問題である。

「独占部門」における「独占」には費用格差をはじめ、「遊休予備資本」の保有等生産諸条件の格差が存在することはすでに述べた。また、それらに基づいて「独占」は、有利な価格政策をとりうることも明らかである。投資基準利潤率の問題は、部門内に係るものとして提起したが、以上の生産諸条件の格差の下で「独占」が投資を行うばあいには、その独占部門の「単位生産能力」の実現しうる利潤率を基準にして行なうのである。なぜならば、巨大な生産設備＝1 plant の設備拡張投資が「独占」のとりうる具体的な投資形態であるからである。「独占」の生産形態の多くは“multi plant”であり、追加の plant を導入するかどうかはいずれにしろ、この plant 単位に計算される利潤率を基礎とする以外にない。それゆえに、現有生産能力の平均的水準が明らかとなる。個々の「独占」が目標とする利潤率は、このようにして計測され、かかるものとして「独占価格」が規定されるのである。

この巨大な生産設備＝1 plant の追加設備拡張投資は、当該部門内の総生産能力を増大し、生産数量を増大させる。需要一定であれば、独占価格の切下げあるいは、新投資にみ合う旧設備の遊休予備資本化が強制されるであろう。しかし「独占」はすでに明らかのように、需要の長期的予測を一定の確かさをもって行なうことができるし、予期せざる事態に直面したばあい、できるだけ遊休予備資本化を回避するために1 plant の設備拡張投資に際しては、旧資本設備の残存価値の回収を計る。そのためにかかる新投資は一般に遅延する。

ひとたび、新投資＝1 plant の設備拡張投資の条件が準備されれば、価格協定の背後にある各独占体間の競争が全面化する。この帰結は「意図せざる過剰能力」の創出ということになる。

先の新投資の基準はまた、現実に機能している plant あたりの平均的利潤率から遊休予備資本が機能したばあいにあげうる利潤率（正確には残存資本価値）を控除し、それと新 plant の利潤率との比較、すなわち後者が前者を超過することであるといえる。

ようするに、設備拡張投資が独占間競争の下での生産力の基本的形式であることを意味すると同時に、また、これは個別的にしか行なわれず、そのばあいに、全ての「独占」が同等な立場にあることを意味せず、遊休予備資本の残存価値が少なくなっている独占が最も有利な位置にあるということである。

勿論、これは「独占部門」に占める新投資を意図する「独占」の相対的な力に依存する。つまり、需要予測が正確であったかどうかの判断材料を結果として提供する。

しかし、すでに述べたように、「独占」間の生産力格差に基づいて新投資が行なわれるという、一定の価格水準の下での需要の調整が部門レベルでは可能であることのうちに独占段階の「投資行動」の特徴をみるべきである。また、投資行動と結合した価格政策とは、「独占」の蓄積に必要な利潤を実現するものでなければならない。

「独占」が少数で、かつ生産能力の保有格差が縮少すればするほど次期の価格水準を切下げることによる需要の創出、拡大を可能にし、独占利潤の相対的増大を可能にする。

以上の展開は価格一定の下での投資行動であり、それは、独占利潤の維持のための遊休予備資本の保有だけでなく、その保有をめぐっての独占間の生産条件の格差に基づいて行なわれることを示した。だから、「独占価格」は追加設備拡張投資が可能となるような独占利潤を保障する水準に決定されるものでなければならない。この点は、不況の累積の中で、所与の価格水準と矛盾する状況が必然化したばあいに、「独占部門」内での個別独占的解決が、集中、合併という形式をとってあらわれることによっても明らかである。が、これらは独占資本主義下の景気循環の課題である。

注 1. 参入阻止価格＝独占価格としない筆者の立場から参入障壁の形成を論じるのは一見奇妙に思えるが、「規模の経済」をはじめとする参入障壁の諸形態は、「生産の集積」が「独占」を生みだすまでに至っていることのうちに含まれているのであり、基本的には、「独占部門」の競争の制限・否定を一層強固にしていくものとして把えなくてはならない。

「投資行動」は、遊休予備能力の保有、新生産方法の導入、技術開発、広告、製品差別化、安定的原材料の確保、有利な資金調達源の確保などの多様な参入障壁の形成と結びついている。

注 2. 例えば、長嶋誠一、『独占資本主義の景気循環』、新評論、1974年。

注 3. 前掲、北原、p.183。

注 4. 前掲、北原、p.183。

注 5. 前掲、北原、p.81。

注 6. 前掲、北原、p.88。

注 7. 周知のように、「限界利潤率」に関する規定は、いずれもp.スウィージーの「限界利潤率」に多く依存している。スウィージーのばあい、独占資本の追加投資は産出量を拡大し、価格の低下に導くがゆえに旧投下資本があげうる利潤率と追加投資のあげうる利潤率との比較検討を通して、両投資による利潤の差を追加投資で除したものとして「限界利潤率」を定義づけている。しかし、問題なのは、「独占者はどこで得られる利潤率にせよ、それが自分の分野の限界利潤率よりも大であるかぎり、外ではけ口を探し求めるだろう。」（『資本主義発展の理論』、都留重人訳、新評論、1967年、p.339）といっている点である。みられるように「独占」の「投資行動」を展開するばあいに非独占部門を含めた、単なる利潤率格差一般に問題を拡散している。あるいはまた全独占部門の平均的利潤率を想定していることが知られよう。

「独占部門」が異なれば「限界利潤率」もまた異ならざるをえないこと、だから全独占部門を平均化することは、なんら現実的基礎を持たないこと、これらは「独占」の「投資行動」の前提条件である。

注 8. 前掲、高須賀、本間、長嶋を見られたい。

注 9. 独占的的巨大企業の「投資行動」の形態を「労働手段体系＝生産設備1セット」として、とらえることは独占期の生産力の発展の存在形式として意義があると思われるが、その投資形態が「独占的市場構造」によって規定をうけるとしても画一的に規定されるのではなく、個々の「独占部門」の発展の不均等、格差を反映する。投資の基準に利潤率概念を設定すること自体は決して誤りではないが、全部門を一括できないところに「独占」論の困難がある。

本稿の設備投資＝1 plant は北原氏の範疇と内容的に同一である。

注 10. 単一の価格決定方式をとっている独占企業であっても、実際の価格政策は製品市場の諸事情に左右される。詳しくは、カプラン、ダーラム、ランチロッ

チ、『ビッグ・ビジネスの価格政策』、武山訳、東洋経済、1960年を参照。

注 11. 前掲、北原 p.55。

注 12. 前掲、北原 p.56。

注 13. Cost Behavior and Price Policy, Committee on Price Determination, N.B.E.R, 1943.

によれば、独占産業の費用（限界費用）は一定であることが認められている（第5章）が、これは一定期間をとれば一定水準に近似するということであり、生産能力上の格差を解消するものではない。

注 14. 独占段階における、とりわけ30年代の大不況の原因を独占企業の内生的要因に求めたのはJ. シュタインドルである。独占産業では価格は非弾力的になり、独占企業は過剰能力の出現を恐れる為に能力利用度＝操業度を調整する。シュタインドルが投資決定の内生的要因としてとりあげた内部蓄積、利用度、負債比率（資金調達力比率）、利潤率がすべてプラスに作用するというのは需要が一定の率で拡張していくという状況の想定にもとづき、その結果、供給能力が需要水準を越えるばあい、この過剰能力が検出されることになる。しかし、以上の事は個別の独占部門についてはあてはまるにしても停滞の論証は全体としての経済についていえてはじめて可能になるのであり、独占の投資は過剰能力を生みだすと同時に、他方で、それを吸収し、緩和する作用を内生的に展開する必要がある。国民所得分析を中心に貯蓄と投資の相互関連が独占の時代いかに作用するかというマクロ的展開こそ、シュタインドルの課題であると思われる。

J. Steindl, Maturity and Stagnation in American Capitalism, 1952, J. シュタインドル、『アメリカ資本主義の成熟と停滞』、宮崎他訳日本評論社、1962年。

また「技術革新」が投資促進要因になる点について、新版序文、1976年およびC・H・フェインステーン編『社会主義・資本主義と経済成長』、水田他訳、筑摩、1969年所収論文を参照。

お わ り に

巨大独占間の競争を通じた資本蓄積の理論化にとって不可欠と思える二つの契機を「価格決定行動」と「投資行動」に求めその相互の関連をどのように把握すべきかが本稿の目的であった。

以上で明らかになったように、独占価格分析に有効であるかの如くに見えた参入阻止価格は「限界分析」に立脚した価格・産出高の一般均衡論以外の何物

でもない。一般に「市場集中度」を分類基準として特定の産業部門が独占部門であるかどうかを判定する方法は、「市場」における売り手の数の問題に解消されやすく、その「市場」が「独占的」という特殊・歴史的な形態規定は種々の独占的範疇で説明されるという論理的矛盾を犯しやすい。「独占」の本質を「生産の集積」に求めたのはこの点を考えたからである。

独占価格の決定は、「独占」のそれぞれの発展段階に応じた形態をもつ、その過程は「独占部門」の拡充に照応する。投資行動もまた「独占部門」によって異ならざるをえない。こうした実際の多様な運動形態の中からより高次の一般化を計らねばならない。

そのばあいに、目標利潤率をどのように価格決定に反映させるかが、「独占」の具体的行動の実態分析を通して解明されねばならない。